

地方公共団体の地下水関係条例の整理結果例

1. 規制の観点、対象行為、規制手法による分類

大項目	中項目	小項目	都道府県条例数	政令市条例数	一般市区町村条例数	計				
水量の観点	(1)採取自体	①全面禁止	—	9	1	5	28	253	29	267
		②許可制	2	—	—	101	133	103		
		③届出制	5	1	70	76				
		④その他	2	3	54	59				
	(2)採取設備	①許可制	8	27	5	11	23	95	36	133
		②届出制	17	4	64	85				
		③その他	2	2	8	12				
	(3)地下掘削工 の規制	①許可制	—	2	—	6	1	20	1	28
		②届出制	—	4	3	7				
		③その他	2	2	16	20				
(4)地盤沈下の防止			1		3		97		101	
(5)地下水涵養			4		5		97		106	
(6)その他			4		—		79		83	
水源地域保 全の観点	(1)土地取得の制約	事前の 届出制	91日以前	2	17	—	—	1	2	18
			61日～90日以前	2	—	—	—	2		
			31日～60日以前	2	—	—	—	2		
			30日以前	11	—	1	12			
	(2)開発行為の規制	①全面禁止	—	7	—	2	82	239	82	248
		②許可制	1	—	—	23	24			
③届出制		4	1	38	43					
④その他		2	1	96	99					
水質の観点	(1)事業所の規制	①許可制	3	27	1	8	21	312	25	347
		②届出制	21	7	117	145				
		③その他	3	—	174	177				
	(2)地下水の独立項目			25		9		58		92
	(3)排出規制			5		2		10		17
(4)地下浸透の禁止			33		11		45		89	

※該当する項目毎に集計しているため重複がある

地方公共団体の地下水関係条例の整理結果例

【参考資料】

(参考)都道府県条例の規制目的、対象別の条例制定の状況

・都道府県の条例の内容を見ると、採取量や水源地保全、水質などに着目した規制や地下水涵養など多岐にわたっている。

